〔道路メンテナンス年報〕 山形の道路メンテナンス概要



2025年3月 山形県道路メンテナンス会議

まえがき

山形県内の国道や高速道路、県道、市町村道の道路延長は、約16,900 kmにおよび、その中には約9,500 の橋梁、約160 のトンネル、約580 の道路附属物等があります。また、その道路構造物の多くが高度経済成長期に建設され、建設後50 年を経過した道路施設の老朽化は急速に進行している状況です。

建設後 50 年を経過した橋梁は、2024 年 3 月末時点では約 3,300 橋で、全体の 39% であり、20 年後には 78%の約 7,000 橋まで増加するため、老朽化対策の課題に早期 に取り組むことが求められています。

このような状況の中、道路施設のメンテナンスサイクルの構築に向け 2014 年度から定期点検が義務化され、2023 年度までの 10 年間 (1 巡目及び 2 巡目) で、各道路管理者により計画的に点検が実施されたところです。引き続き、3 巡目の点検を計画的に進めるとともに、点検結果を踏まえ個別施設ごとの長寿命化修繕計画を策定しながら補修・修繕等を進めていくこととしています。

「山形県道路メンテナンス会議」は、県内の道路管理者が連携しながら道路インフラの予防保全や老朽化対策の体制強化を図るため 2014 年度に設立しました。これまでに道路施設の定期点検計画の策定や点検研修、修繕工事の現場見学会等を実施し、市町村への技術支援に取り組んできたところです。今後も引き続き、老朽化対策の着実な推進に向け新技術を活用するなど、点検結果を踏まえた補修・修繕等を継続的に実施していきます。

「山形の道路メンテナンス概要」は、山形県道路メンテナンス会議の取り組みの一環として、県内の道路施設の老朽化の実態やメンテナンスの取り組みについてとりまとめ、県民や道路利用者に情報発信するとともに、今後の措置方針立案に繋げていくものです。

山形県道路メンテナンス会議 会長 (山形河川国道事務所長) 森田 裕介

<u>目 次</u>

1	道路構造物の現状	1
	(1)道路構造物の管理者	1
	(2)道路構造物の急速な老朽化	1
2	山形の道路メンテナンス概要について	2
	(1)概要	
	(2) 橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について	2
3	橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果	3
	(1)2巡目(2019~2023 年度)の点検結果(全道路管理者)	
	(2)2巡目(2019~2023 年度)の点検結果(管理者別)	5
	(3) 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の5年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況	11
	(4) 過年度の点検(2014~2023年度)の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合	14
	(5)過年度の点検(2014~2023 年度)の点検結果(全道路管理者)	17
	(6)過年度の点検(2014~2023 年度)の点検結果(管理者別)	18
4	判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況	20
	(1)1巡目点検施設における修繕等措置の実施状況	20
	(2) 2 巡目点検(2019~2023 年度)の実施施設における修繕等措置の実施状況	24
	(3)過年度の点検(2014~2023 年度)の実施施設における修繕等措置の実施状況	27
	(4)判定区分Ⅳの施設の措置状況	30
	(5) 修繕等措置の取り組み事例	31
5	道路メンテナンス会議の取り組み	39

表紙写真:国道112号 田代沢橋

1 道路構造物の現状

(1) 道路構造物の管理者

県内の道路には、橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物があります。 このうち、橋梁の施設数が最も多く、約6割を市町村で管理しています。

管理者	道路延長	橋梁	トンネル	道路附属物等				
日在日	(km)	(橋)	(箇所)	(施設)	シェッド	大型カルバート	横断歩道橋	門型標識等
国土交通省	553	945	49	257	28	116	35	78
高速道路会社	226	338	40	173	14	125	0	34
県	3, 092	2, 512	57	132	28	33	22	49
市町村	13, 074	5, 716	18	21	6	10	2	3
合計	16, 945	9, 511	164	583	76	284	59	164

表1-1 道路管理者別の道路構造物等内訳

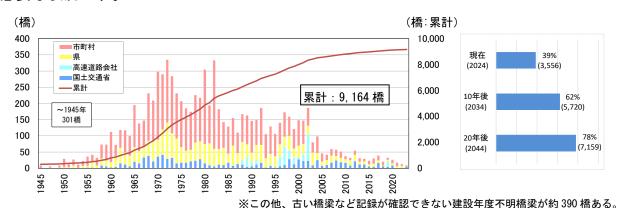
※2024年3月末時点

※道路延長は「道路統計年報 2023」より集計

(2) 道路構造物の急速な老朽化

橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物は、その多くが高度経済成長期に建設され、今後、これらの老朽化が急速に進みます。

特に施設数の多い橋梁でみると、建設後50年を経過した橋梁は、現在39%であり、10年後には62%に増加するため、計画的・効率的なメンテナンスサイクルの構築が必要な状況です。



(出典) 道路局調べ (2024.3 末時点)

図1-1 建設年代別施設数(橋梁)

図1-2 建設後50年を経過した施設の割合(橋梁)

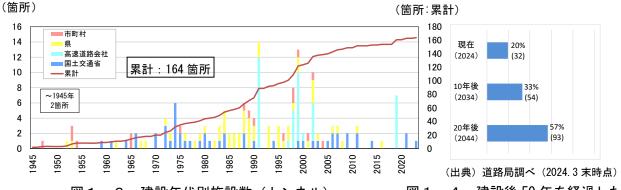


図 1 - 3 建設年代別施設数 (トンネル) 図 1 - 4 建設後 50 年を経過した 施設の割合 (トンネル)

2 山形の道路メンテナンス概要について

(1) 概要

- 〇山形県道路メンテナンス会議では、県民・道路利用者に道路インフラの現状 及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「山形 の道路メンテナンス概要」としてとりまとめています。
- ○橋梁・トンネル・道路附属物等^{※1}については、2014~2018 年度における 1 巡目点検(以降、1 巡目点検)、2019~2023 年度における 2 巡目点検(以降、2 巡目点検)が完了し、2024 年度より 3 巡目の点検に着手しています。
- 〇今回は、下記についてとりまとめました。
 - ▶2 巡目 (2019~2023 年度) 及び過年度 (2014~2023 年度) の点検結果※2
 - ➤1 巡目点検(2014~2018 年度)、2 巡目点検(2019~2023 年度)、 過年度の点検(2014~2023 年度)における修繕等措置状況
- ○この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等に活用します。

道路の老朽化の現状はどうなっているの だろうか。

→地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から県内の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。

今後どのように措置していくのか。

→各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の 実態を踏まえ、今後の措置方針を立案してい くことになります。

- ※1 道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等
- ※2 複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計
- ※3 本概要で掲載している施設数は、施設を管理する事務所等の所在地(県)で集計しています。

(2) 橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について

全ての道路管理者は、2013年の道路法改正等を受け、2014年7月より5年に1回の頻度で近接目視による点検を実施しています。

健全性の診断は、以下の4段階に区分します。

	区分	状態				
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。				
П	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を				
1 ア防休主权陥		講ずることが望ましい状態。				
ш	日如世罕仍此	構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ず				
ш	早期措置段階 	べき状態。				
π7	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高				
IV		く、緊急に措置を講ずべき状態。				



写真2-1 橋梁点検状況



写真2-2 トンネル点検状況

3 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果

(1) 2 巡目 (2019~2023 年度) の点検結果 (全道路管理者)

2 巡目(2019~2023 年度)の累積点検実施率は、橋梁 100%、トンネル 99%、 道路附属物等 99%です。

判定区分の割合は、橋梁: I 45%、Ⅱ 42%、Ⅲ 13%、Ⅳ 0.1%、トンネル: I 1%、Ⅱ 66%、Ⅲ 34%、Ⅳ 0%、道路附属物等: I 31%、Ⅱ 57%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。(次頁以降も同様)

○2 巡目 (2019~2023 年度) の点検実施率 (全道路管理者)

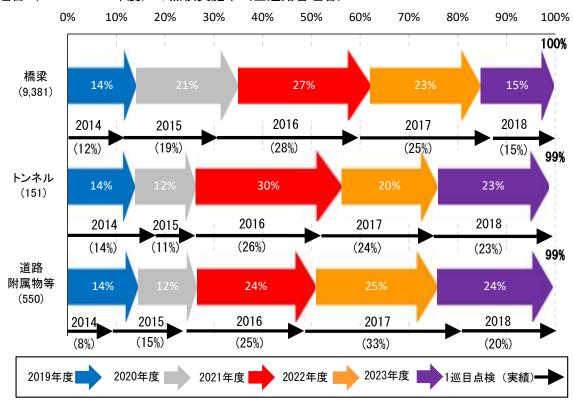


図3-1 2巡目(2019~2023年度)の点検実施率(全道路管理者合計)

※ () 内は、2019~2023 年度に点検を実施した施設数の合計。 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表 3-1 2 巡目 (2019~2023 年度) の点検実施率 (全道路管理者)

	管理施設数	うち点検対象 施設数※1	点検実施数	点検実施率 ※2
橋梁	9, 511	9, 406	9, 381	99. 73% (99. 95%)
トンネル	164	153	151	98. 69% (99. 34%)
道路附属物等	583	553	550	99. 46% (100. 00%)

2024.3 末時点

※1:2024年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。() 内は、1 巡目 (2014~2018 年度) における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。



図3-2 2巡目(2019~2023年度)の判定区分の割合(全道路管理者)

※() 内は、2 巡目(2019~2023年度)に点検を実施した施設数の合計。 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-2 2 巡目 (2019~2023 年度) の判定区分の割合 (全道路管理者)

	点検実施数	判定区分 上段:実数、下段:割合				
		I	II	Ш	IV	
橋梁	9, 381	4, 256	3, 920	1, 198	7	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		45%	42%	13%	0. 1%	
トンネル	151	1	99	51	0	
トンイル	131	1%	66%	34%	0%	
关吸引导标本	550	170	313	67	0	
道路附属物等		31%	57%	12%	0%	

2024.3 末時点

【参考】1 巡目 (2014~2018 年度) の判定区分の割合 (全道路管理者合計)

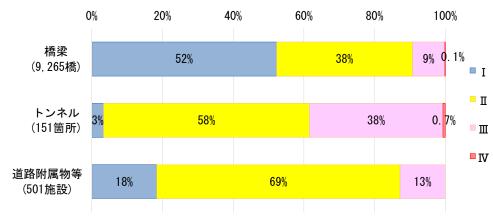


図3-3 1巡目(2014~2018年度)の判定区分の割合(全道路管理者合計)

※2019年3月時点での集計値

※ () 内は、1 巡目 (2014~2018年度) に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(2) 2巡目(2019~2023年度)の点検結果(管理者別)

(1)橋梁

橋梁の2巡目(2019~2023年度)の累積点検実施率は、国土交通省 100%、高速 道路会社 100%、県 100%、市町村 100%です。

全管理者の判定区分割合は、 I 45%、 II 42%、 II 13%、 IV 0.1%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

○2 巡目 (2019~2023 年度) の点検実施率 (橋梁)

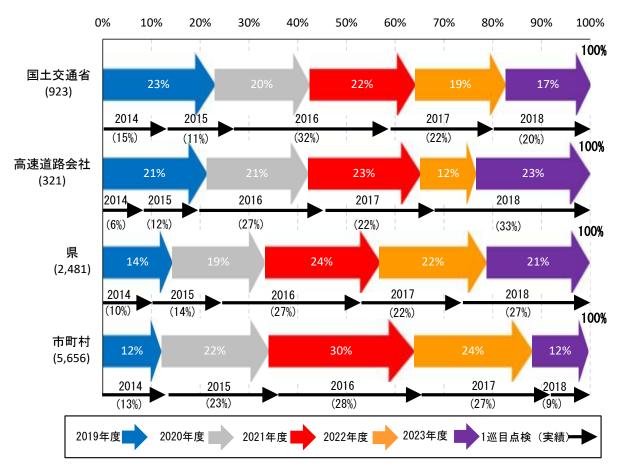


図3-4 2巡目(2019~2023年度)の点検実施率(橋梁)

※() 内は、2019~2023 年度に点検を実施した施設数の合計。 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表 3-3 2 巡目 (2019~2023 年度) の点検実施率 (橋梁)

管理者	管理施設数	うち点検対象 施設数※1	点検実施数	点検実施率 ※2
国土交通省	945	923	923	100.00% (100.00%)
高速道路会社	338	321	321	100.00% (100.00%)
県	2, 512	2, 484	2, 481	99. 88% (100. 00%)
市町村	5, 716	5, 678	5, 656	99. 61% (99. 91%)
合計	9, 511	9, 406	9, 381	99. 73% (99. 95%)

2024.3 末時点

※1:2024年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。() 内は、1 巡目 (2014~2018 年度) における点検実施率。

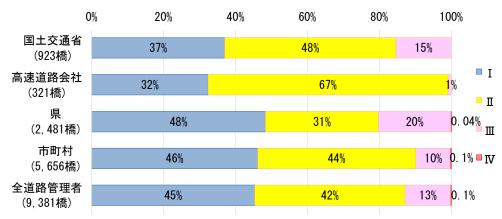


図3-5 2巡目(2019~2023年度)の判定区分の割合(橋梁)

※ () 内は、2 巡目 (2019~2023 年度) に点検を実施した施設数の合計。 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表 3 - 4 2 巡目 (2019~2023 年度) の判定区分の割合 (橋梁)

<i></i>	1 1 A -1- 11 also	判定区分				
管理者	点検実施数		上段:実数、	下段:割合		
		I	I	Ш	IV	
国土交通省	923	342	439	142	0	
当工 又进1	923	37%	48%	15%	0%	
高速道路会社	321	104	214	3	0	
同还坦邱云江		32%	67%	1%	0%	
県	2, 481	1, 200	779	501	1	
宗	2, 401	48%	31%	20%	0. 04%	
± □- ++	E 6E6	2, 610	2, 488	552	6	
市町村	5, 656	46%	44%	10%	0. 1%	
스크	0 201	4, 256	3, 920	1, 198	7	
合計	9, 381	45%	42%	13%	0. 1%	

2024.3 末時点

【参考】1 巡目 (2014~2018 年度) の判定区分の割合 (橋梁)

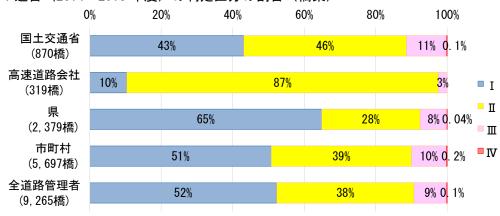


図3-6 1巡目(2014~2018年度)の判定区分の割合(橋梁)

※2019年3月時点での集計値

※() 内は、1 巡目(2014~2018年度)に点検を実施した施設数の合計。 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

②トンネル

トンネルの2巡目(2019~2023年度)の累積点検実施率は、国土交通省100%、 高速道路会社100%、県100%、市町村89%です。

全管理者の判定区分割合は、 I 1%、 II 66%、 II 34%、 IV 0%です。

○2 巡目 (2019~2023 年度) の点検実施率 (トンネル)

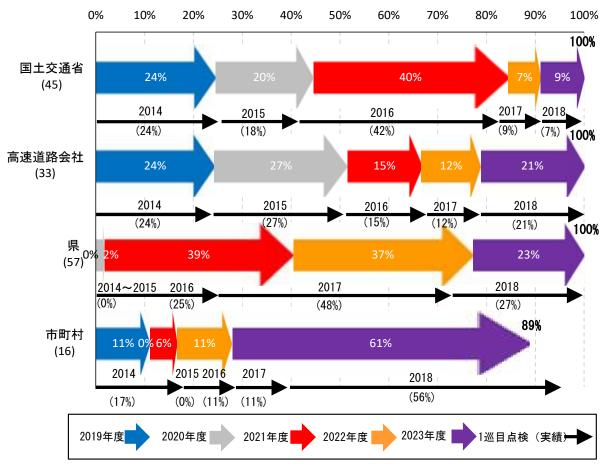


図3-7 2巡目(2019~2023年度)の点検実施率(トンネル)

※ () 内は、2019~2023 年度に点検を実施した施設数の合計。

表 3-5 2 巡目 (2019~2023 年度) の点検実施率 (トンネル)

管理者	管理施設数	うち点検対象 施設数※1	点検実施数	点検実施率 ※2
国土交通省	49	45	45	100.00% (100.00%)
高速道路会社	40	33	33	100.00% (100.00%)
県	57	57	57	100.00% (100.00%)
市町村	18	18	16	88. 89% (94. 44%)
合計	164	153	151	98. 69% (99. 34%)

※1:2024年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

2024.3 末時点

※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。() 内は、1 巡目 (2014~2018 年度) における点検実施率。

[※]四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。



図3-8 2巡目(2019~2023年度)の判定区分の割合(トンネル)

※ () 内は、2 巡目 (2019~2023 年度) に点検を実施した施設数の合計。 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表 3 - 6 2 巡目 (2019~2023 年度) の判定区分の割合 (トンネル)

		判定区分				
管理者	点検実施数		上段:実数、	下段:割合		
		I	П	Ш	IV	
国土交通省	45	0	28	17	0	
国工义进有	40	0%	62%	38%	0%	
高速道路会社	33	0	22	11	0	
同还担始云社		0%	67%	33%	0%	
IE	57	0	38	19	0	
県	57	0%	67%	33%	0%	
± m++	16	1	11	4	0	
市町村	10	6%	69%	25%	0%	
∧ =1	151	1	99	51	0	
合計	151	1%	66%	34%	0%	

2024.3 末時点

【参考】1 巡目 (2014~2018 年度) の判定区分の割合 (トンネル)



図3-9 1巡目(2014~2018年度)の判定区分の割合(トンネル)

※2019年3月時点での集計値

※ () 内は、1 巡目 (2014~2018 年度) に点検を実施した施設数の合計。 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

③ 道路附属物等

道路附属物等の2巡目(2019~2023年度)の点検実施率は、国土交通省100%、 高速道路会社100%、県100%、市町村86%です。

全管理者の判定区分割合は、 I 31%、 II 57%、 II 12%、 IV 0%です。

○2 巡目 (2019~2023 年度) の点検実施率 (道路附属物等)

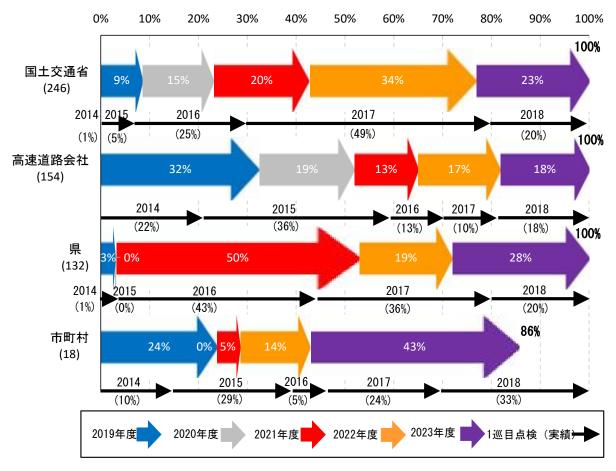


図3-10 2巡目(2019~2023年度)の点検実施率(道路附属物等)

※ () 内は、2019~2023 年度に点検を実施した施設数の合計。 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表 3-7 2 巡目 (2019~2023 年度) の点検実施率 (道路附属物等)

管理者	管理施設数	うち点検対象 施設数※1	点検実施数	点検実施率 ※2
国土交通省	257	246	246	100.00% (100.00%)
高速道路会社	173	154	154	100.00% (100.00%)
県	132	132	132	100.00% (100.00%)
市町村	21	21	18	85. 71% (100. 00%)
合計	583	553	550	99. 46% (100. 00%)

※1:2024年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

2024.3 末時点

※2:点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。() 内は、1 巡目 (2014~2018 年度) における点検実施率。

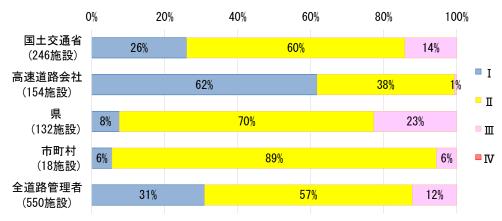


図3-11 2巡目(2019~2023年度)の判定区分の割合(道路附属物等)

※() 内は、2巡目(2019~2023年度)に点検を実施した施設数の合計。 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表 3 - 8 2 巡目 (2019~2023 年度) の判定区分の割合 (道路附属物等)

一、						
		判定区分				
管理者	点検実施数		上段:実数、	下段:割合		
		I	П	Ш	IV	
国土交通省	246	64	147	35	0	
国工义进有	240	26%	60%	14%	0%	
高速道路会社	154	95	58	1	0	
同还坦姆云社	154	62%	38%	1%	0%	
IE	100	10	92	30	0	
県	132	8%	70%	23%	0%	
± □++	18	1	16	1	0	
市町村	10	6%	89%	6%	0%	
♦ =1 [[EEO	170	313	67	0	
合計	550	31%	57%	12%	0%	

2024.3 末時点

【参考】1 巡目(2014~2018年度)の判定区分の割合(道路附属物等)

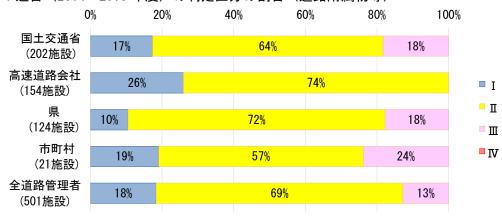


図3-12 1巡目(2014~2018年度)の判定区分の割合(道路附属物等)

※2019年3月時点での集計値

※ () 内は、1 巡目 (2014~2018 年度) に点検を実施した施設数の合計。 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

(3) 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の5年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況

(1)橋梁

1巡目の2014~2018年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(判定区分 I・Ⅱ)に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019~2023年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)へ遷移した割合は、全道路管理者で10%です。

建設後経過年数に比例して、判定区分 I・II から判定区分Ⅲ・IVに遷移した割合が高くなっています。

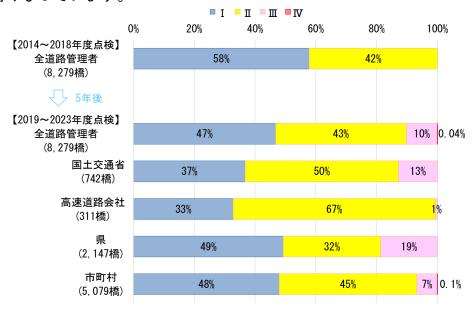


図3-13 管理者別の判定区分の遷移状況

※ () 内は、1 巡目 (2014~2018 年度) の結果が判定区分 I または II となった橋梁数の内、修繕等の措置を講じないまま 5 年後の $2019 \sim 2023$ 年度に点検を実施した橋梁の合計。 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

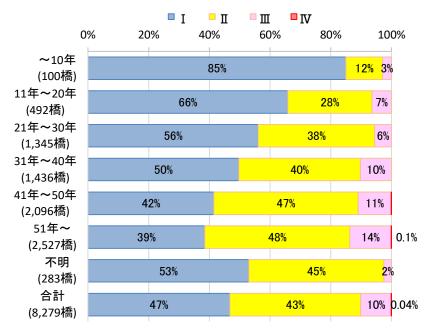


図3-14 建設年数別の遷移状況(全道路管理者) ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

2トンネル

1巡目の2014~2018年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(判定区分 I・Ⅱ)に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019~2023年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)へ遷移した割合は、全道路管理者で20%です。

トンネルでは、判定区分 I ・ II から判定区分 II ・ IV に遷移した割合と建設年数の間に明らかな関係性は見られません。

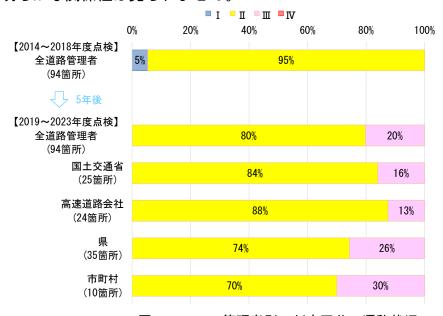


図3-15 管理者別の判定区分の遷移状況 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

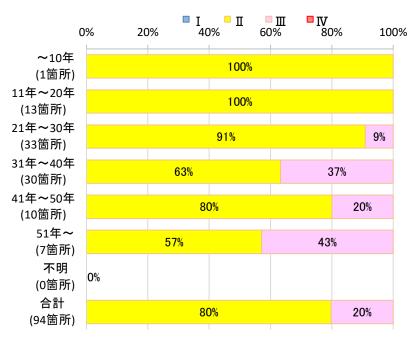


図3-16 建設年数別の遷移状況(全道路管理者) ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

③ 道路附属物等

1巡目の2014~2018年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(判定区分 I・Ⅱ)に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019~2023年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)へ遷移した割合は、全道路管理者で7%です。

道路附属物等では、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合と建設年数の間に明らかな関係性は見られません。

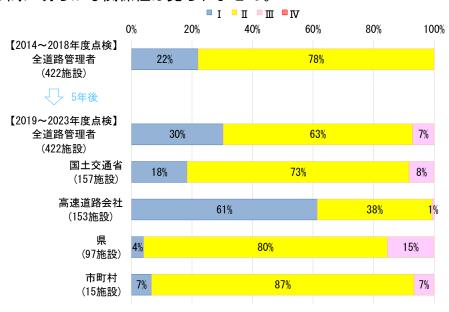


図3-17 管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

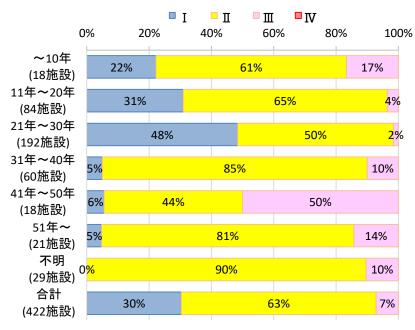


図3-18 建設年数別の遷移状況(全道路管理者)

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(4) 過年度の点検(2014~2023年度)の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合 ①橋梁

過年度の点検(2014~2023年度)における判定区分の割合は、I 45%、Ⅱ 42%、Ⅲ 13%、Ⅳ 0.1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は1,213橋です。 1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

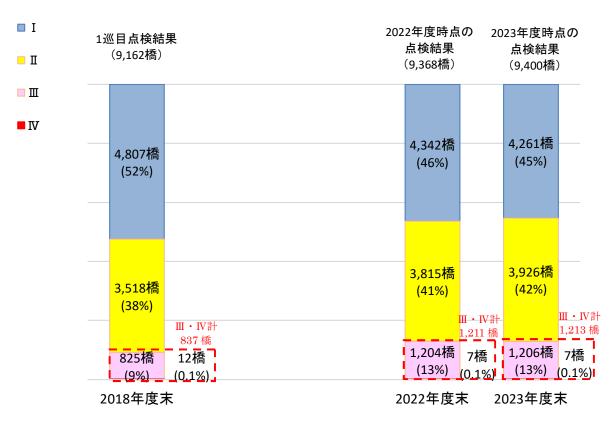


図3-19 各年度時点の判定区分の割合(橋梁)

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

②トンネル

過年度の点検(2014~2023 年度)における判定区分の割合は、I 1%、Ⅱ 65%、Ⅲ 35%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは53箇所です。 1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が減少しています。

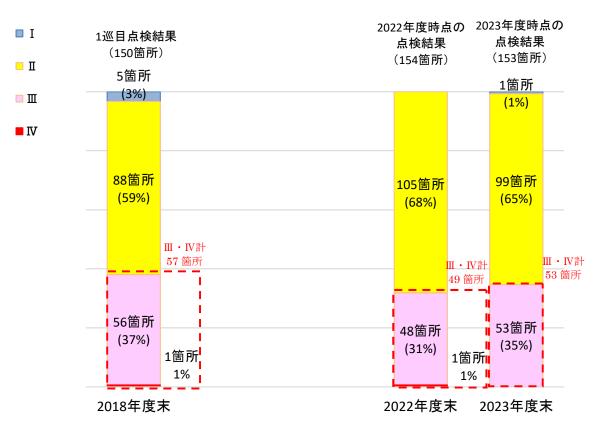


図3-20 各年度時点の判定区分の割合(トンネル)

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

③道路附属物等

過年度の点検(2014~2023 年度)における判定区分の割合は、I 31%、Ⅱ 57%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの道路附属物等は 68 施設です。

1巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

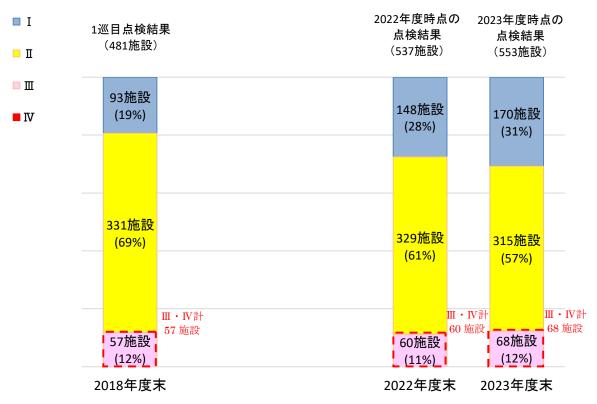


図3-21 各年度時点の判定区分の割合(道路附属物等)

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

(5) 過年度の点検(2014~2023年度)の点検結果(全道路管理者)

過年度の点検(2014~2023 年度)における判定区分の割合は、橋梁: I 45%、 I 42%、 II 13%、 IV 0.1%、トンネル: I 1%、 II 65%、 II 35%、 IV 0%、道路 附属物等: I 31%、 II 57%、 III 12%、 IV 0%です。

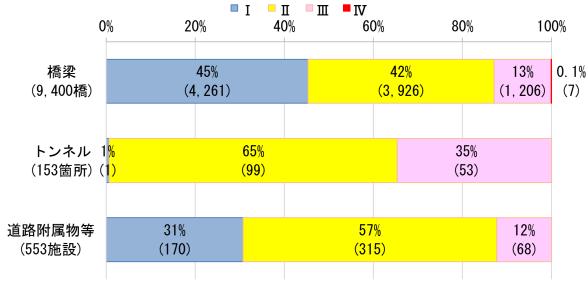


図3-22 2023年度末時点の判定区分の割合(全道路管理者)

^{※ ()} 内は、2024年3月末時点の施設数のうち、2014~2023年度に点検を実施した施設数の合計。

[※]複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

[※]四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(6) 過年度の点検(2014~2023年度)の点検結果(管理者別)

1) 国土交通省

過年度の点検(2014~2023 年度)における判定区分の割合は、橋梁: I 37%、 I 48%、Ⅲ 15%、Ⅳ 0%、トンネル: I 0%、Ⅱ 62%、Ⅲ 38%、Ⅳ 0%、道路附属物等: I 26%、Ⅱ 60%、Ⅲ 14%、Ⅳ 0%です。

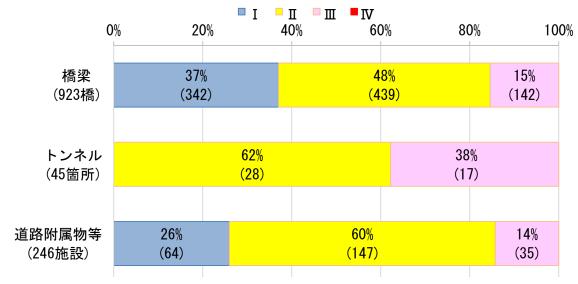


図3-23 2023年度末時点の判定区分の割合(国土交通省)

※()内は、2024年3月末時点の施設数のうち、2014~2023年度に点検を実施した施設数の合計。

2) 高速道路会社

過年度の点検(2014~2023 年度)における判定区分の割合は、橋梁: I 32%、 I 67%、 II 1%、 IV 0%、トンネル: I 0%、 II 67%、 II 33%、 IV 0%、道路附属物等: I 62%、 II 38%、 II 1%、 IV 0%です。

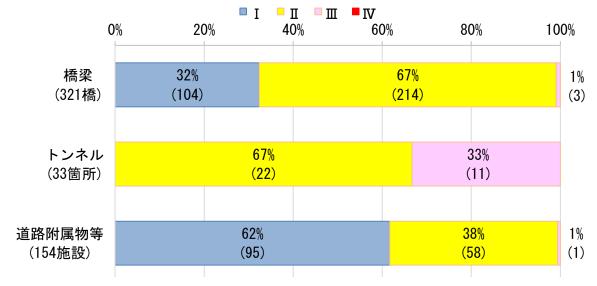


図3-24 2023年度末時点の判定区分の割合(高速道路会社)

[※]複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

[※]四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

^{※ ()} 内は、2024年3月末時点の施設数のうち、2014~2023年度に点検を実施した施設数の合計。

[※]複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

[※]四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3)県

過年度の点検(2014~2023 年度)における判定区分の割合は、橋梁: I 48%、 II 31%、II 20%、IV 0.04%、トンネル: I 0%、II 67%、II 33%、IV 0%、道路附属物等: I 8%、II 70%、III 23%、IV 0%です。

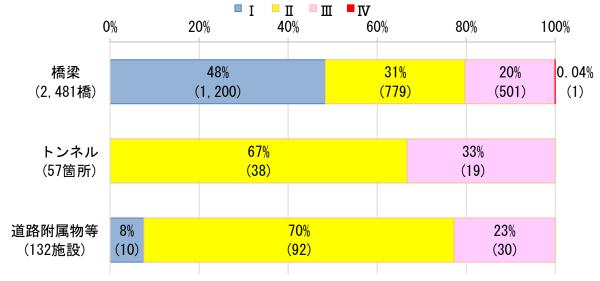


図3-25 2023年度末時点の判定区分の割合(県)

- ※()内は、2024年3月末時点の施設数のうち、2014~2023年度に点検を実施した施設数の合計。
- ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
- ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

4) 市町村

過年度の点検(2014~2023 年度)における判定区分の割合は、橋梁: I 46%、 I 44%、 II 10%、 IV 0.1%、トンネル: I 6%、 II 61%、 II 33%、 IV 0%、道路 附属物等: I 5%、 II 86%、 II 10%、 IV 0%です。

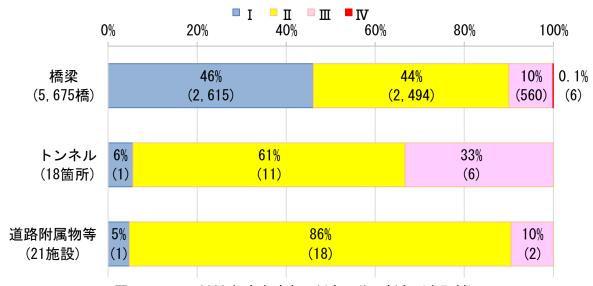


図3-26 2023年度末時点の判定区分の割合(市町村)

- ※ () 内は、2024年3月末時点の施設数のうち、2014~2023年度に点検を実施した施設数の合計。
- ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
- ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

4 判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況

(1) 1巡目点検(2014~2018年度)施設における修繕等措置の実施状況

各施設の修繕等措置については、定期点検の判定区分に応じて対策等を行います。

○判定区分Ⅲ

「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、次回点検まで(5年以内)に措置を講ずることとしています。

○判定区分Ⅳ

「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、損傷発見後、緊急に措置を講ずることとしています。

1) 判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況(2023年度末時点)

1 巡目点検(2014~2018 年度)で判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設の措置着手率(2023 年度末時点)は、橋梁 91%、トンネル 98%、道路附属物等 100%となっています。

表 4-1 判定区分Ⅲ, Ⅳの修繕等措置の実施状況(全道路管理者)

	措置が必要な 施設数 A	措置に着手済 の施設数 B (B/A)	措置完了済 の施設数 C (C/A)
橋梁	806	736 (91%)	617 (77%)
トンネル	58	57 (98%)	49 (84%)
道路附属物等	55	55 (100%)	52 (95%)

2024.3 末時点

判定区分皿,IVの修繕等措置 (2014~2018)

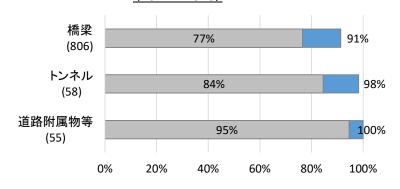


図4-1 判定区分Ⅲ, Ⅳの修繕等措置(2014年度~2018年度)

2024.3 末時点

措置着手率 措置完了率

措置着手率: 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

: 措置が完了した割合(C/A)

①橋梁

1 巡目点検(2014~2018 年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 90%です。

完了した割合は、国土交通省 77%、高速道路会社 88%、地方公共団体 76%です。

表4-2 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

_		12.7	F 4 個本	の刊に区力		寸田直の天肥状ル
1	管理者	措置が 必要な 施設数 A※1	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	うち 完了済の 施設数 C※2 (C/A)	点検実施 年度	: 措置着手率(B/A): 措置完了率(C/A)
					2014	100% 100%
					2015	100% 100%
	国土 交通省	98	98 (100%)	75 (77%)	2016	83% 100%
-	义坦目		(100%)	(77%)	2017	37% 100%
					2018	64% 100%
				7 (88%)	2014	
					2015	1 -
一后	速道路 会社	8	8 (100%)		2016	100% 100%
	云仙				2017	0% 100%
					2018	100% 100%
		700	630 (90%)	535 (76%)	2014	92% 100%
١					2015	78% 88%
	2方公共 団体計				2016	72% 88%
'	刘林即				2017	75% 93%
					2018	68% 85%
					2014	100% 100%
					2015	94% 100%
	県	174	173 (99%)	138 (79%)	2016	80% 100%
			(99/0)	(79/0)	2017	77% 100%
					2018	64% 97%
					2014	91% 100%
			453	007	2015	75% 85%
	市町村	526	457 (87%)	397 (75%)	2016	71% 85%
			(07/0)	(75%)	2017	74% 87%
					2018	71% 76%
	合計	806	736 (91%)	617 (77%)		77% 91%

措置着手率: 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

措置完了率: 措置が完了した割合(C/A)

[※]修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

^{※1:1}巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

^{※2:2}巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

②トンネル

1巡目点検(2014~2018 年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分皿)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分IV)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023 年度末時点で国土交通省100%、高速道路会社100%、地方公共団体97%です。

完了した割合は、国土交通省 100%、高速道路会社 22%、地方公共団体 93%です。

表4-3 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

f	管理者	措置が 必要な 施設数 A※1	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	うち 完了済の 施設数 C※2 (C/A)	点検実施 年度	: 措置着手率(B/A): 措置完了率(C/A)
					2014	100% 100%
	国土		20	20	2015	100% 100%
;	画工 交通省	20	(100%)	(100%)	2016	100% 100%
-	~		(100%)	(100/0)	2017	100% 100%
					2018	100% 100%
					2014	_ _ _ _
_	**************************************		9 (100%)	2 (22%)	2015	
同	i速道路 会社	9			2016	100% 100%
	AIL				2017	33% 100%
					2018	0% 100%
		29	28 (97%)	27 (93%)	2014	
					2015	7 -
	也方公共 団体計				2016	100% 100%
'	四本可				2017	100% 100%
					2018	71% 86%
					2014	
					2015	T -
	県	22	(100%)	22 (100%)	2016	100% 100%
			(100%)	(100%)	2017	100% 100%
					2018	100% 100%
					2014	-
			_	_	2015	
	市町村	7	(96%)	5 (71%)	2016	100% 100%
	,		(86%)	(71%)	2017	100% 100%
					2018	60% 80%
	合計	58	57 (98%)	49 (84%)		84% 98%

拍但有于华

措置着手率: 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

[※]修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

^{※1:1}巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

^{※2:2}巡目点検で再度II、IVと診断された施設でも、1巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

③道路附属物等

1巡目点検(2014~2018年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分皿)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分IV)と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省100%、地方公共団体100%です。 完了した割合は、国土交通省94%、地方公共団体96%です。

表4-4 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

í	管理者	措置が 必要な 施設数 A※1	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	うち 完了済の 施設数 C※2 (C/A)	点検実施 年度	0%	20%	: 措置	置着手率(B/A) 置完了率(C/A) 80% 100%
					2014		-		
	日 土		00	00	2015			100%	100%
;	国土 交通省	32	32 (100%)	30 (94%)	2016			83%	100%
	人但自		(100/0)	(34/0)	2017			94%	100%
					2018			100%	100%
					2014		_		
	- \ - \ - \ - \-		0 (-)	0 (-)	2015		_		
一局	感速道路 会社	0			2016		-		
	五江				2017		_		
					2018		-		
		23	23 (100%)	22 (96%)	2014		_		
					2015			100%	100%
	的方公共 団体計				2016			100%	100%
'	四件印				2017			90%	100%
					2018			100%	100%
					2014		_		
			4.0	40	2015		_		
	県	19	19 (100%)	18 (95%)	2016			100%	100%
			(100%)	(95%)	2017			89%	1 00%
					2018			100%	100%
					2014		-		
				_	2015			100%	100%
	市町村	4	(100%)	4 (100%)	2016		-		
			(100%)	(100%)	2017			100%	100%
					2018			100%	100%
	合計	55	55 (100%)	52 (95%)				95%	100%

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A) 措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

2024.3 末時点

※1:1巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2:2巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

23

(2) 2巡目点検(2019~2023年度)の実施施設における修繕等措置の実施状況 ①橋梁

2巡目(2019~2023年度)の点検で早期に措置を講ずるべき状態(区分皿)又は緊 急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手 した割合は、2023 年度末時点で国土交通省 37%、高速道路会社 100%、地方公共団体 57%です。

完了した割合は、国土交通省 16%、高速道路会社 0%、地方公共団体 26%です。

表4-5 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

	1	10	11-31	111111111111111111111111111111111111111		
1	管理者	措置が 必要な 施設数 A※1	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	うち 完了済の 施設数 C (C/A)	点検実施 年度	: 措置着手率(B/A): 措置完了率(C/A)
					2019	57% 100%
					2020	38% 100%
	国土	142	53	23	2021	19% 27%
-	交通省		(37%)	(16%)	2022	26%
					2023	0%7%
				0 (0%)	2019	0% 100%
					2020	7 -
高	速道路	3	3 (100%)		2021	0% 100%
	会社				2022	7 -
					2023	7 -
		1 1060	605 (57%)	277 (26%)	2019	69% 88%
l					2020	43% 79%
	力公共				2021	20% 60%
	団体計				2022	11% 37%
					2023	1% 22%
					2019	79% 95%
					2020	48% 96%
	県	502	323 (64%)	137 (27%)	2021	25% 80%
			(04%)	(21%)	2022	10% 47%
					2023	0% 12%
					2019	60% 81%
			000	440	2020	39% 67%
	市町村	558	282 (51%)	140 (25%)	2021	18% 49%
			(51%)	(25%)	2022	13% 21%
L					2023	3% 37%
	合計	1,205	661 (55%)	300 (25%)		25% 55%

2024.3 末時点

措置着手率: 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

[※]修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的ある いは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況 の集計からは「監視」は除く。

^{※1:2}巡目(2019~2023年度)の点検における判定区分Ⅲ、IVの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

2 巡目(2019~2023 年度)の点検で早期に措置を講ずるべき状態(区分皿)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分IV)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023 年度末時点で国土交通省 59%、高速道路会社 0%、地方公共団体87%です。

完了した割合は、国土交通省47%、高速道路会社0%、地方公共団体39%です。

表4-6 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

		衣 4 -	0 121	17007 TIJLE	. / J III	でである。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	管理者	措置が 必要な 施設数 A※1	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	うち 完了済の 施設数 C (C/A)	点検実施 年度	: 措置着手率(B/A): 措置完了率(C/A)
					2019	40% 80%
					2020	50% 50%
١.	国土 交通省	17	10 (59%)	8 (47%)	2021	57% 57%
-	义坦旬		(39%)	(47%)	2022	
					2023	33% 33%
					2019	
	- \ - \- - \- - \			0 (0%)	2020	0%
局	i速道路 会社	11	0 (0%)		2021	0%
	五江				2022	0%
					2023	0%
		23	20 (87%)	9 (39%)	2019	-
					2020	100% 100%
	b方公共 団体計				2021	80% 100%
'	四仲山				2022	57% 100%
					2023	0% 70%
					2019	
			10		2020	100% 100%
	県	19	19 (100%)	9 (47%)	2021	80% 100%
			(100%)	(47/0)	2022	57% 100%
					2023	0% 100%
					2019	
			4	0	2020] -
	市町村	4	1 (25%)	0 (0%)	2021] -
			(20%)	(0%)	2022	
					2023	0% 25%
	合計	51	30 (59%)	17 (33%)		33% 59%

拍旦有于华

措置着手率: 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

措置完了率: 措置が完了した割合(C/A)

[※]修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

^{※1:2}巡目(2019~2023年度)の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③ 道路附属物等

2 巡目(2019~2023 年度)の点検で早期に措置を講ずるべき状態(区分Ⅲ)又は緊 急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措 置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省34%、高速道路会社0%、地方公共 団体 61%です。

完了した割合は、国土交通省 26%、高速道路会社 0%、地方公共団体 42%です。

表 4 - 7 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

		Д.	措置に	MAJ M 4 4 7 1	7 - 7 -	
ŕ	管理者	措置が 必要な 施設数 A※1	着手済の 施設数 B (B/A)	うち 完了済の 施設数 C (C/A)	点検実施 年度	: 措置着手率(B/A) : 措置完了率(C/A) : 100%
					2019	
					2020	29% 43%
١.	国土 交通省	35	12 (34%)	9 (26%)	2021	0% 100%
-	又进官		(34%)	(20%)	2022	41% 47%
					2023	0%
					2019	
	- \ - \- - \- - \		0 (0%)	0 (0%)	2020	0%
一	i速道路 会社	1			2021	
	五江				2022] -
					2023	
		31	19 (61%)	13 (42%)	2019	100% 100%
1.1					2020	1 -
	b方公共 団体計				2021	67% 100%
'	四件印				2022	67% 100%
					2023	7% 20%
					2019	100% 100%
			4.0	40	2020	
	県	30	19 (63%)	13 (43%)	2021	67% 100%
			(03/0)	(43/0)	2022	67% 100%
					2023	7% 21%
					2019	
					2020	
	市町村	1	0 (0%)	0 (0%)	2021] -
			(0%)	(U% <i>)</i>	2022	
L					2023	0%
	合計	67	31 (46%)	22 (33%)		33% 46%

措置着手率: 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

:措置が完了した割合(C/A)

[※]修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的ある いは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況 の集計からは「監視」は除く。

^{※1:2} 巡目(2019~2023 年度)の点検における判定区分III、IVの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

(3)過年度の点検(2014~2023年度)の実施施設における修繕等措置の実施状況 ①橋梁

過年度の点検(2014~2023年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分皿)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分IV)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省37%、高速道路会社100%、地方公共団体57%です。

完了した割合は、国土交通省 16%、高速道路会社 0%、地方公共団体 26%です。

表4-8 橋梁の判定区分皿・IVの修繕等措置の実施状況 措置に着手済の 未:

		措置が必要な	措置に着手済の	未着手	
	管理者	相追か必安な 施設数	施設数	うち完了	施設数
	百年日	A <u>※</u> 1	В	С	D
		AAI	(B/A)	(C/A)	(D/A)
			F0	00	00
	国土交通省	142	53	23	89
			(37%)	(16%)	(63%)
			_	_	_
	高速道路会社	3	3	0	0
			(100%)	(0%)	(0%)
Ħ	也方公共団体系	1,068	610	281	458
"		1,000	(57%)	(26%)	(43%)
	県	502	323	137	179
	2,14		(64%)	(27%)	(36%)
	市町村	566	287	144	279
	1,000		(51%)	(25%)	(49%)
	스타	1 212	666	304	547
	合計	1,213	(55%)	(25%)	(45%)

[※]修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

[※]複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

^{※1:2023}年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

過年度の点検(2014~2023年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分皿)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省59%、高速道路会社0%、地方公共団体84%です。

完了した割合は、国土交通省 47%、高速道路会社 0%、地方公共団体 40%です。

表4-9 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

	管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)	未着手 施設数 D (D/A)
	国土交通省	17	10 (59%)	8 (47%)	7 (41%)
	高速道路会社	11	0 (0%)	0 (0%)	11 (100%)
卦	也方公共団体計	25	21 (84%)	10 (40%)	4 (16%)
	県	19	19 (100%)	9 (47%)	0 (0%)
	市町村	6	2 (33%)	1 (17%)	4 (67%)
	合計	53	31 (58%)	18 (34%)	22 (42%)

[※]修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

[※]複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

^{※1:2023}年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③ 道路附属物等

過年度の点検(2014~2023 年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分皿)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分IV)と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023 年度末時点で国土交通省 34%、高速道路会社 0%、地方公共団体 63%です。

完了した割合は、国土交通省 26%、高速道路会社 0%、地方公共団体 44%です。

表4-10 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

	管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)	未着手 施設数 D (D/A)
	国土交通省	35	12 (34%)	9 (26%)	23 (66%)
	高速道路会社	1	0 (0%)	0 (0%)	1 (100%)
±	也方公共団体計	32	20 (63%)	14 (44%)	12 (38%)
	県	30	19 (63%)	13 (43%)	11 (37%)
	市町村	2	1 (50%)	1 (50%)	1 (50%)
	合計	68	32 (47%)	23 (34%)	36 (53%)

[※]修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

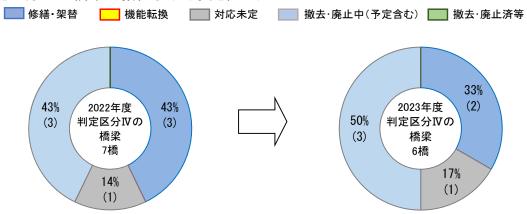
[※]複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

^{※1:2023}年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

(4) 判定区分Ⅳの施設の措置状況

2023 年度末時点で判定区分IVと診断された橋梁は、2022 年度末時点の 7 橋から 6 橋に減少し、内 2 橋は修繕・架替、1 橋は対応未定、3 橋は撤去・廃止中となっております。またトンネル及び道路附属物等が、2023 年度末時点で判定区分IVと診断された施設はありません。

○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況(予定含む)



(5) 修繕等措置の取り組み事例

①判定区分Ⅱの修繕事例(橋梁)

施 設 名:布目橋

管 理 者:東日本高速道路㈱ 東北支社

路線名:山形自動車道位 置:山形県鶴岡市

建設年:不明

主な損傷:床版のはく落



【全景】布目橋



【損傷】はく落



【対策】断面修復+はく落対策

②判定区分Ⅲの修繕事例(橋梁)

施設名:白川橋管理者:国土交通省

山形河川国道事務所

路 線 名: 国道 47号

位 置:山形県最上郡最上町建設年:1968年(昭和43年)

主な損傷:主桁ひびわれ、床版漏水・遊

離石灰



【全景】白川橋



【損傷】主桁ひびわれ



【対策】断面修復

施設名:新絹出川橋 管理者:国土交通省

山形河川国道事務所

路 線 名: 国道 47 号

位 置:山形県最上郡最上町 建設年:1969年(昭和44年) 主な損傷:沓座モルタルの欠損



【全景】新絹出川橋



【損傷】沓座モルタルの欠損



【対策】沓座補修

施設名:幸来橋

管 理 者:国土交通省

山形河川国道事務所

路 線 名:国道113号

位 置:山形県東置賜郡川西町 建 設 年:1971年(昭和46年)

主な損傷:下横構・ガセットプレートの

孔食



【全景】幸来橋



【損傷】 下横構・ガセットプレートの孔食



【対策】 鋼桁補強工(あて板・部材交換)

施設名:羽越橋

管 理 者:国土交通省

酒田河川国道事務所

路線名:国道7号

位 置:山形県鶴岡市

建 設 年:1963年(昭和38年)

主な損傷: 主桁の減肉、層状錆、欠損



【全景】羽越橋



【損傷】主桁の減肉、層状錆、欠損

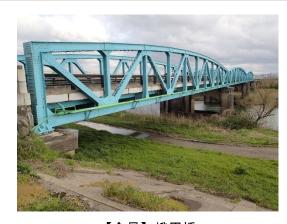


【対策】主桁のあて板補修

施設名:蛾眉橋 管理者:山形県

路線名:主要地方道藤島由良線位 置:山形県東田川郡三川町建設年:1939年(昭和14年)

主な損傷:桁の腐食



【全景】蛾眉橋



【損傷】鋼桁の腐食



【対策】当て板補修

施設名:濁沢橋管理者:山形県

路線名:主要地方道新庄鮭川戸沢線

位 置:山形県最上郡戸沢村 建 設 年:1969年(昭和44年)

主な損傷: 主桁の腐食



【全景】濁沢橋



【損傷】鋼桁の塗膜劣化



【対策】主桁再塗装

施設名:村山橋管理者:山形県

路 線 名:主要地方道天童大江線

位 置:山形県寒河江市 建設年:1980年(昭和55年)

主な損傷:床版の土砂化



【全景】村山橋



【損傷】床版の土砂化



【対策】床版打ち換え

③判定区分Ⅳの修繕事例(橋梁)

施設名:福島跨線橋

管 理 者:山形県

路 線 名:一般県道比子八幡線

位 置:山形県酒田市

建 設 年:1981年(昭和56年) 主な損傷:主析、支承等の腐食



【全景】福島跨線橋



【損傷】主桁、支承の腐食



【対策】当て板補修、支承取替

施設名:大入間川橋

管 理 者:西川町

路線名: 町道月岡入間線

位 置:山形県西村山郡西川町 建設年:1965年(昭和40年) 主な損傷:橋脚自体の沈下



【全景】大入間川橋



【損傷】橋脚の沈下



【対策】撤去(架替対策中)

④判定区分Ⅲの修繕事例(トンネル)

施設名:関山トンネル管理者:国土交通省

山形河川国道事務所

路線名:国道48号位置:宮城県仙台市

建 設 年:1968年(昭和43年)

主な損傷:鋼材腐食・漏水・背面空洞



【全景】関山トンネル



【損傷】 鋼材腐食



【対策】撤去・新設

施 設 名:升形トンネル

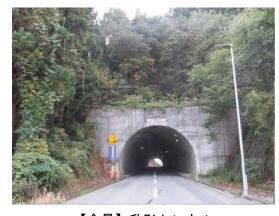
管理者:山形県

路 線 名:主要地方道新庄戸沢線

位 置:山形県新庄市

建 設 年:1986年(昭和61年)

主な損傷:漏水



【全景】升形トンネル



【損傷】漏水



【対策】導水樋工

⑤判定区分Ⅲの修繕事例(横断歩道橋)

施 設 名:中田横断歩道橋

管 理 者:国土交通省

山形河川国道事務所

路線名:国道13号位置:山形県米沢市

建 設 年:1970年(昭和45年)

主な損傷:鋼部材の経年劣化による腐

食、防食機能の劣化



【全景】中田横断歩道橋



【損傷】鋼部材の経年劣化による腐食、 防食機能の劣化



【対策】塗装塗替工

施 設 名:吹浦横断歩道橋

管理者:山形県

路 線 名: 国道345号

位 置:山形県飽海郡遊佐町 建設年:1971年(昭和46年) 主な損傷:上部構造接続部の腐食



【全景】吹浦横断歩道橋



【損傷】上部構造接続部の腐食



【対策】撤去 (横断歩道に集約)

⑥判定区分Ⅱの修繕事例(門型標識等)

施 設 名:道路標識 1R348-02

管 理 者:山形県

路線名:国道348号位 置:山形県山形市

建 設 年:不明

主な損傷:支柱の腐食



【全景】国道348号 門型標識



【損傷】支柱の腐食



【対策】
スマートインターチェンジの新規標識と
ともに片持式標識に更新

5 道路メンテナンス会議の取り組み

山形県道路メンテナンス会議は、インフラの老朽化対策が社会的な課題となり、橋梁・トンネル等の定期的な点検がスタートした 2014 年度に、技術力の向上、インフラの長寿命化の推進、さらには道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携と効率的な道路管理を行っていくことを目的に、県内の道路管理者が一体的な連携を図るための組織として設置されました。

特に市町村では、道路構造物の維持管理について技術的なノウハウや土木技術系職員の不足といった課題がある中で、道路インフラを適正に維持管理していくことが重要であるため、山形県道路メンテナンス会議では、市町村の技術的支援に重点をおいた活動等を展開しています。



現地研修状況



現地研修状況(近接目視による点検)



現地研修状況 (新技術による点検)



パネル展示

山形県道路メンテナンス会議(構成機関)

山形県県土整備部道路保全課

山形県村山総合支庁建設部道路課

山形県村山総合支庁建設部西村山道路計画課

山形県村山総合支庁建設部北村山道路計画課

山形県最上総合支庁建設部道路計画課

山形県置賜総合支庁建設部道路計画課

山形県置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課

山形県庄内総合支庁建設部道路計画課

山形市都市整備部道路整備課・道路維持課

上山市建設課

天童市建設部建設課

山辺町建設課

中山町建設課

寒河江市建設管理課

河北町都市整備課

西川町建設水道課

朝日町建設水道課

大江町建設水道課

村山市建設課

東根市建設部建設課

尾花沢市建設課

大石田町建設課

新庄市都市整備課

金山町環境整備課

最上町建設水道課

舟形町地域整備課

真室川町建設課

大蔵村地域整備課

鮭川村農村整備課

戸沢村建設水道課

米沢市建設部土木課

南陽市建設課

高畠町建設課

川西町地域整備課

長井市建設課

小国町地域整備課

白鷹町建設課

飯豊町地域整備課

鶴岡市建設部土木課

酒田市建設部土木課

三川町建設環境課

庄内町建設課

遊佐町地域生活課

東日本高速道路(株)東北支社

東北地方整備局道路部

東北地方整備局山形河川国道事務所

東北地方整備局酒田河川国道事務所

(オブザーバー)

(公財)山形県建設技術センター

会 長 東北地方整備局山形河川国道事務所長

副会長 山形県県土整備部道路保全課長

事務局 山形県県土整備部道路保全課

東北地方整備局道路部

東北地方整備局山形河川国道事務所

東北地方整備局東北技術事務所

東北道路メンテナンスセンター

問い合わせ窓口(事務局)

- 〇山形県県土整備部道路保全課 道路メンテナンス担当 電話023-630-2608
- 〇東北地方整備局山形河川国道事務所 道路管理第二課 道路メンテナンス担当 電話 0 2 3 - 6 8 8 - 8 9 4 4 (道路管理第二課 直通)